

「子どもの居場所づくり」事業業務委託企画提案募集要領

1. 実施目的

学校教育だけでは養えない社会的に自立する力を育むため、週末の土曜日・日曜日に様々な体験活動ができる子どもたちの居場所づくりを行うとともに、社会教育的観点から、地域とともに気づき、学べる場、子どもの知性・情操性・社会性・自主性を育んでいく場を創出・提供する。

さらに、大人への移行期にあたる青少年の健やかな成長と社会的自立を図るため、青少年向けに、参加者の主体性を大切にしながら様々な立場や異年齢の人達との交流を図れる事業を実施し、社会の一員として求められる様々な社会性・自主性を身につけることをめざした事業を行う。

こうした事業を令和7年度から令和9年度までの3年間担うことができる豊富な経験やスキルを持つ優秀な事業者を選定するため、企画提案募集を行う。

2. 業務概要

- (1) 業務名 : 「子どもの居場所づくり」事業
- (2) 業務内容 : 別紙『「子どもの居場所づくり」事業業務委託仕様書』（以下、仕様書という）を参照のこと
- (3) 履行期間 : 令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで
契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日までの期間は、事業等の引継を含めた円滑な事業実施に向けた準備期間とする。
本業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約を予定しているため、令和8年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があったときは、契約を変更又は解除する可能性がある。
- (4) 委託料限度額 : 前項の全3年度合計額 18,861,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、各年度の委託料限度額は、下表のとおりとする。

年度	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)
委託料限度額	6,287,000円	6,287,000円	6,287,000円

※ 全て消費税及び地方消費税を含む。

3. 参加する者に必要な資格

本案件に参加を希望する者は、応募書類の提出期日において、次のすべての要件を満たすものとする。なお、応募書類の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外

措置を受けていないこと。

- (4) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当しないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

※なお、応募者は、プロポーザルの実施時点では市の業者登録をしていなくてもよいこととするが、優先交渉権者となった場合には、契約締結までに同登録を行うものとする。

4. 日程

項 目	日 程 ・ 期 限 ※いずれも令和7年(2025年)
募集要領の公表及び募集開始	1月10日(金) 市ホームページに掲載
現場説明会 (参加は任意)	現場説明会参加申込書(様式6)×切 1月16日(木) 正午まで(必着) 1月17日(金) 16時から 青少年交流文化館いぶき (募集内容説明・実施場所案内)
・参加申込書(様式1-1~1-3)の提出 ・質問の受付 (電子メールのみ)	1月23日(木) 17時まで(必着)
質問の回答	1月31日(金) 市ホームページに掲載

企画提案書等提出期限 (持参又は郵送)	2月10日(月) 15時まで(必着)
第1次審査 (書類審査)	2月17日(月)(予定) ※応募事業者が5者以上あった場合のみ実施
第2次審査 (プレゼンテーション)	2月21日(金) (時間・場所等は第1次審査後に事業者へ通知)
審査結果の通知	2月下旬発送予定
委託契約の締結	3月初旬予定

5. 現場説明会(参加は任意)

参加を希望する事業者は、現場説明会参加申込書(様式6)を「12. 事務局(問合せ先)」まで電子メールにて提出すること。なお、電子メールが届いているかを電話で確認すること。

【現場説明会参加申込書〆切】令和7年(2025年)1月16日(木) 正午まで(必着)

【開催日時】令和7年(2025年)1月17日(金) 16時

【開催場所】青少年交流文化館いぶき 1階スタディールーム2

※説明会当日の配布資料と概要は後日、市ホームページに掲載します。

6. 質問の受付・回答

事業者名、担当者名を明記の上、様式自由。「12. 事務局(問合せ先)」まで電子メールにて提出すること。電子メールの件名は必ず『「子どもの居場所づくり」事業業務委託プロポ質問(事業者名)』とすること。なお、電子メールが届いているかを電話で確認すること。質問への回答は個別に行わない。

【提出〆切】令和7年(2025年)1月23日(木) 17時まで(必着)

【回 答】令和7年(2025年)1月31日(金) 市ホームページに掲載

7. 応募書類の提出

本案件の提案を行おうとする者(以下「提案者」という。)は、次に記載する方法により本案件に関する参加申込書、企画提案書等を提出すること。

(1) 受付〆切:

(参加申込書) 令和7年(2025年)1月23日(木) 17時まで(送付の場合は必着)

(企画提案書等) 令和7年(2025年)2月10日(月) 15時まで(送付の場合は必着)

(2) 提出方法:

①事務局あてに持参(土日祝及び開庁時間外を除く)又は送付(郵送)による。送付の場合にあつては、事務局に対し、提出書類の到達について電話等で確認すること。

②(3) 提出書類及び(4) 提出様式に従い、必要部数を作成し、提出すること。

③応募書類の分割提出は認めない。また、応募書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

- ④応募書類はいかなる場合でも返却しない。
- ⑤応募書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがある。
- ⑥提出期限後の差し替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。
- ⑦応募書類の作成及び提出等に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出書類

〆切 1 月 23 日(木) 17 時まで（必着）のもの

項 目	部数	内 容
① 参加申込書 ② 共同企業体結成届 ③ 委任状 (様式1-1~1-3)	6部	・ 正本 1 部に提案者の代表者印（豊中市へ業者登録を行っている印鑑。以下同じ。）を押印。副本5部は複写可。 ・ 共同企業体にて応募する場合は応募グループ名を記入し様式 1-2及び様式1-3を提出すること。

〆切 2 月 10 日(月) 15 時まで（必着）のもの

項 目	部数	内 容
④ 業務経歴書 (様式 2)	6部	・ 子どもたちの居場所づくり、青少年の主体性を大切にしながら成長と自立を図る交流事業に関すること及び、それらについて自治体等と連携した実績（自治体からの受注業務含む）を中心に記載すること。 ・ これらの実施実績が確認できる報告書等を添付すること（実績1件当たりの報告書が複数ある場合は代表的なもの1部）。
⑤ 業務実施体制調書 (様式 3)	6部	・ 本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。 ・ 役割の欄には本業務における担当分野や業務内で担う役割・資格を記入すること。 ・ 業務実施組織図は、提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受注した場合の担当窓口を記入すること。 ※その他、職員（ボランティア含む）の人材育成、連携機関等についても記載すること。
⑥ 統括責任者・現場責任者・担当者の実績調書 (様式 4)	6部	・ 子どもたちの居場所づくり、青少年の主体性を大切にしながら成長と自立を図る交流事業に関すること及び、それらについて自治体等と連携した実績（自治体からの受注業務含む）を中心に記載すること。 ・ 特記事項欄には所持資格を記載すること。 ・ 該当資格がない場合は経歴等欄に業務の内容や経験年数を記載すること。 ・ 記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。

⑦ 企画提案書 (様式任意)	6部	・企画提案は1者1案とする。 ・企画提案書には、表紙をつけるものとする。 ・仕様書「4 業務内容」について、下記1)～3)について企画提案を求める。 1) 仕様書「4 業務内容(1)～(3)」について、実施内容、人員体制のほか、配置職員の業務に対する考え方及びスキル、役割、重視するポイントとその理由などを、可能な限り具体的に記載すること。 ※参加者から参加費を徴収する場合は、その内容及び金額等についても記載すること。 2) 仕様書「4 業務内容(4)」について、積極的に提案すること。実施する独自提案事業において重視するポイントとその理由を、可能な限り具体的に記載すること。 3) 業務遂行年間スケジュール(全年度) 年度ごとの取組みや実績を積み上げ発展させていくイメージで、全体的に具体的かつ実現性がある内容とし、必要に応じて図の挿入やイメージしやすい工夫をすること。 4) 本事業の周知方法や参加者募集方法 事業の周知方法について効果的と考える手法を提案し、全体的に具体的かつ実現性がある内容とすること。
⑧ 見積書及び内訳明細書 (様式任意)	6部	・見積金額は税込で表記し、税込である旨を必ず明記すること。 ・見積書は年度ごとに用意すること。 ・見積書には人件費、間接経費など見積金額の積算根拠、日曜事業(上限年想定額460万円程度)と土曜事業(上限年想定額160万円程度)の別を明示した内訳明細を記載又は添付すること。ただし、各年度の委託料限度額以内であれば、一方の上限想定額を超えて提案しても差し支えないが、大きく超えた場合は減点する。 ・見積書の宛先は「豊中市教育長」と記載し、件名に『「子どもの居場所づくり」事業業務委託』と明記すること。 ※参加者から参加費を徴収する場合は、委託料とは別に管理し豊中市に納付することとなるため、見積書とは別途、収入(参加費)見込書【任意形式】を添付し提出すること。
⑨ 団体の概要書 (様式任意)	6部	・連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス)は必ず記載すること。

⑩ 入札参加停止措置等 状況調書 (様式5)	6部	・公募開始日から過去3年以内の処分歴等について、該当事項にチェックを入れ、必要に応じて添付書類を提出すること。
------------------------------	----	---

(4) 提出様式

- ・上表のとおりとし、すべて正本1部、副本5部とする。
- ・提出する書類の規格はA4判・長辺綴・横書き・片面とする。
- ・文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ・提出書類④～⑩のPDF形式のデータをCD-Rに保存し1部提出すること。

8. 審査方法

(1) 概要

- ・事業者選定の審査は、本市職員で構成する『「子どもの居場所づくり」事業業務委託企画提案審査委員会』（以下「審査委員会」という。）が行う。
- ・応募事業者が5者以上あった場合のみ、第1次審査（書類審査）を行い、第2次審査の対象提案者を4者に絞る。
- ・第2次審査（プレゼンテーション）は、以下「(3) 審査項目及び配点」に基づき、合議による総合評価で最優秀提案者（優先交渉権者）及び次点提案者を決定する。ただし、得点が全体配点の50%未満の場合は、優先交渉権者とししない。
- ・優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を優先交渉権者とする。
- ・審査結果は、審査委員会として合議のうえ決定する。また、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 第1次審査（書類審査）

①日時：令和7年（2025年）2月17日（月）

応募事業者が5者以上の場合、書類審査を行い、第2次審査で提案いただく4社を選定します。ただし、応募事業者が4者以下の場合は第1次審査を省略します。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション）

① 日時：令和7年（2025年）2月21日（金）

※時間、場所等の詳細は、審査対象の提案者に第1次審査後に電子メール又は郵送等により通知する。

- ② 発表時間等：30分程度（1提案者につき10分以内の発表後、質疑・応答することとする。）
- ③ 資料：応募資料により行う（追加資料・応募資料にない電子資料等での説明は認めない）
- ④ プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる統括責任者・現場責任者・担当者とする。
- ⑤ その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内とし、すべてこの事業に携わる者とする。

(4) 審査項目及び配点

項目	評価のポイント	配点
業務経歴・業務実施体制等	事業者の業務経歴 ・通年的な体験プログラムの実績、若者世代の自主的な企画運営事業の実績、左記2項について自治体と連携した実績	5 点
	業務実施体制 統括責任者及び現場責任者等の業務実績 ・業務内容に適した役割分担、統括責任者・現場責任者兼務数（担当業務数）や所持資格・経験年数、不測の事態への迅速な対応等安心して任せられる体制であるか ・業務経歴に基づいた実績に基づき提案された実施体制により業務を遂行できるか	10 点
	計	15 点
企画提案内容	1) 仕様書「4 業務内容（1）～（3）」について、各職員の業務に対する理念及びスキル、事業実施にあたり重視するポイントとその理由 （（1）（2）の実施曜日は平日を除き以下に限るものではない）	
	（1） 日曜日・長期休業期事業 実施日時・運営方法、本業務の実施にあたる人員配置、事業内容	20 点
	（2） 土曜日事業 実施日時・運営方法、本業務の実施にあたる人員配置、事業内容	20 点
	（3） 共通事務 事業内容	10 点
	2) 仕様書「4 業務内容（4）」について、実施する独自提案事業	
	実施方法や重視するポイントとその理由	5 点
	計	55 点
業務スケジュール・周知募集方法	業務遂行年間スケジュール（全年度）	5 点
	本事業の周知や参加者募集方法	5 点
	計	10 点
価 格	全3年度及び各年度の見積価格の額及び妥当性	20 点
合 計		100 点

(5) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、令和7年（2025年）2月下旬にメールもしくは、郵送にて通

知する。

なお、優先交渉権者に選定された場合でも、発注者と仕様並びに価格等について協議の上、受注者として決定するため、優先交渉権者の通知をもって本業務の受注者を約束するものではない。

（６）審査結果の公表

審査結果は、「（４）審査結果の通知」後、市のホームページ等において公表する。

【公表する内容】

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受注候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・審査委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受注候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）

※ 応募が２者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。

9. 契約

- ①優先交渉権者となった者には、令和7年（2025年）3月初旬を目途に契約手続きを行う。その際、豊中市に入札参加資格のない場合は、契約締結までに必要書類をフラットファイルに綴り、1部提出すること。必要書類については市ホームページを確認すること。
- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、発注者と詳細を協議する。この際、改めて発注者から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- ③本業務の受注者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。（受注者が同規則第110条の契約保証金の免除の規定に該当する場合は除く。）

10. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・ 契約締結日までの間に、上記「３．参加する者に必要な資格」に規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・ 委託料限度額を超える提案を行ったとき
- ・ 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・ 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・ 審査（プレゼンテーション）を欠席したとき
- ・ 一団体に複数の提案をしたとき

- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

11. 留意事項

- ①審査委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ②提出された書類は返却しない。
- ③企画提案書の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）に定めるところにより、不開示情報を除き、公開される場合がある。
- ④審査結果後に本募集要領及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。また、審査結果に対しても異議を申し立てることはできない。
- ⑤本案件の提案者に対する参加報酬はない。
- ⑥応募書類提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書で豊中市教育長あてに届出（様式任意）をすること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。

12. 事務局（問合せ先）

豊中市立青少年交流文化館いぶき 担当：津川・芳村

住 所：〒561-0858 豊中市服部西町4-13-1

電 話：06-6866-3030（直通） F A X：06-4866-6385

E-mail：seishounen@city.toyonaka.osaka.jp